令和８年第３回定例会総務教育委員会会議録

令和８年９月１４日
午前１０時
全員協議会室

出 席 者 氏 名

山村　　尚	委 員 長	大野みどり	副委員長
伊藤　悦子	委　　員	石引　礼穂	委　　員
札野　章俊	委　　員	油原　信義	委　　員
杉野　五郎	委　　員		

執行部説明者

副　　市　　長	木村　博貴	教　　育　　長	大古　輝夫
総　務　部　長	大貫　勝彦	総合政策部長	岡野　　功
教　育　部　長	落合　勝弘	議会事務局長	荒槇　由美
総 務 部 次 長	仲村　真一	総合政策部次長	平野　総雄
教育委員会事務局次長	名島　正博	危 機 管 理 監	柏崎　治正
教　　育　　監	小林孝太郎	防災安全課長	関口　道治
防災安全課長	高星　暢弘	人事行政課長	田中　康弘
財　政　課　長	関川　　徹	税　務　課　長	重田　正光
納　税　課　長	海老原弘一	管　財　課　長	生井　利幸
秘書広聴課長	青木　　誉	企　画　課　長	関ケ原　功
デジタル都市推進課長	栗山　哲也	まちの魅力創造課長	石崎　清浩
教育総務課長	藤平　浩貴	文化・生涯学習課長	清水　直之
指　導　課　長	秋山　卓也	教育センター所長	野原　俊之
学校給食センター所長	福田　貴浩	議会事務局課長	持田　　優
文化・生涯学習課長補佐	宮崎　博志（書記）		

事　　務　　局

課 長 補 佐	廣瀬　正幸

議　　題

議案第１号　龍ケ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第13号　令和８年度龍ケ崎市一般会計補正予算（第３号）の所管事項

報告第１号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度龍ケ崎市一般会計補正予算（第２号））の所管事項

報告第４号　専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）

令和８年請願第２号
　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

令和８年請願第３号
　龍ケ崎市一般防犯灯の維持管理の市への移管に関する請願

〇山村委員長
　それでは、ただいまより総務教育委員会を開会いたします。
　本日ご審議をいただく案件は、今期定例会において当委員会に付託されました、議案第１号、議案第 13 号の所管事項、報告第１号の所管事項、報告第４号、令和８年請願第２号、令和８年請願第３号、以上６案件です。
　これらの案件につきましてご審議をいただくわけでございますが、発言は簡潔明瞭に、また、質疑は一問一答でお願いいたします。会議が円滑に進行出来ますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。
　それでは、議案の審査に入ります。
　議案第１号　龍ケ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。
　大貫総務部長。

〇大貫総務部長
　それでは議案書１ページ、議案第１号　龍ケ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。
　これは、第１条におきまして、龍ケ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、第２条におきまして、龍ケ崎市立図書館の設置及び管理に関する条例、第３条におきまして、龍ケ崎市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の３条例を改正いたそうとするものでございます。
　これにつきましては、それぞれに定めております損害賠償の免責に関する規定に関し、損害賠償の免責に関することについては市長が行うものであることを明確にするため、改正を行うものでございます。
　第１条におきましては、改正前が第 15 条の下から２行目で「市長等」となっておりますものを、改正後では「等」を取ります。
　第２条、龍ケ崎市図書館の設置及び管理に関する条例におきましては、改正前が同じように「教育委員会」となっているものを改正後では「市長」と改めるものでございます。
　第３条の、龍ケ崎市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例につきましても、同様に「教育委員会」から「市長」に改めるものでございます。
　説明につきましては以上です。

〇山村委員長
　執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
　油原委員。

〇油原委員
　指定管理をする場合に、相手方との契約者は、当市の場合は市長と契約するのか再度確認をいたします。

〇山村委員長
　生井管財課長。

〇生井管財課長
　こちらは、市長と契約するものとなっております。

〇油原委員
　そういうことを踏まえると、従来の条例が間違っていたんだろうと。契約者じゃない者が賠償責任を誰が負うとか、教育委員会だとか教育長とかがそれを認めるという条項自体が、私は間違って

いたんだろうと思います。
　やはり契約者ですから、最初から契約者である市長がその全部または一部を認めるというような条項とすべきだったんだろうというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○山村委員長
　生井管財課長。

○生井管財課長
　委員がおっしゃるとおりでございまして、「等」ではなく、市長のみが認めることが出来るという形となっておりましたので、それに合わせて条例の方を改正させていただくものでございます。

○山村委員長
　他にありませんか。
〔発言する者なし〕
　別にないようですので、採決いたします。
　議案第１号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
　ご異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
　続きまして、議案第 13 号　令和８年度龍ケ崎市一般会計補正予算（第３号）の所管事項について、執行部から説明願います。
　大貫総務部長。

○大貫総務部長
　それでは、議案書「別冊１」をご用意ください。
　１ページ、議案第 13 号　令和８年度龍ケ崎市一般会計補正予算（第３号）でございます。
　この補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 10 億 2,739 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 319 億 390 万 8,000 円とするものでございます。併せまして、債務負担行為、地方債を補正しております。
　続きまして、６ページ・７ページをお願いいたします。
　第３表　地方債補正のうち、７ページの変更にかかるものでございます。
　こちらの個別の記載につきましては、本委員会の所管事項はございませんが、起債の借入れ条件の欄、補正前が利率「年 5.0％以内」となっておりますが、補正後につきましては「年 8.0％以内」と改めさせていただいているものでございます。こちらにつきましては、最近の長期金利の上昇を受けまして、長期的な借り入れについては、場合によっては５％超の金利が提示される場合もございますので、それに備えまして「8.0％」というようなことで設定させていただくものでございます。
　続きまして 10 ページからになります。
　初めに、歳入でございます。
　市税の一番目、固定資産税の固定資産税償却資産現年課税分でございます。4,300 万円の増額。次の軽自動車税、種別割現年課税分でございます。600 万円の増というように予算計上させていただいております。こちら、双方とも８年度当初の調定の増額によるものでございます。
　続きまして、地方特例交付金です。
　一番上の個人住民税減収補てん特例交付金、軽自動車税減収補てん特例交付金、自動車税減収補てん特例交付金、地方揮発譲与税減収補てん特例交付金、その次の地方交付税の普通交付税、これらにつきましては、７月に実施しました普通交付税の本算定の結果を反映したものでございます。市税の増収見込みなどによりまして、普通交付税の減収となったところでございます。
　続きまして 11 ページです。

一番下の箱の県支出金、県補助金でございます。その一番下、感震ブレーカー設置促進事業費でございます。こちらは、茨城県で令和８年度に創設された補助制度でございまして、市町村負担額の３分の２、上限は１件につき３万 5,000 円が補助されるものでございます。歳出につきましても、龍ケ崎市としての補助金を計上しておりますので、後で説明させていただきます。

12 ページでございます。

上から二つ目の箱、県支出金、委託金でございます。県議会議員選挙費で 209 万 7,000 円の増額です。こちらは、住民情報基幹系システムの標準化に伴いまして、入場券プログラムのシステムの構築費用がかかりますことから、その分を見込んだものでございます。

続きまして、その下の箱、財産運用収入でございます。一番上から三つ、財政調整基金利子、減債基金利子、公共施設維持整備基金利子、三つ飛びまして土地開発基金利子、こちらにつきましては、基金、現金を定期預金で運用しておりまして、預入金利につきましても最近上昇しておりますので、その増収見込み分を歳入計上いたしまして、相当分を歳出の方でも積立予算に計上するものでございます。

その下、続きまして財産収入でございます。土地売払収入でございます。こちらは、旧保健センター跡地の売却でございます。旧保健センターにつきましてはほとんどが借地でございましたが、一部市有地がございまして隣接地権者への売払いを実施いたしました。550 万 3,000 円でございます。

続きまして、基金繰入金です。一番上、財政調整基金繰入金につきましては、6,450 万 6,000 円の減額となっております。こちらにつきましては、今回の収支が改善していることから、財源調整分を減額したものでございます。

続きまして、減債基金繰入金 5,650 万 3,000 円です。こちらにつきましては、令和６年度に交付税措置されました臨時財政対策債償還基金費相当分の繰入れでございます。これらが収支改善の一因となったものでございます。

続きまして 13 ページ、一番上、一般会計繰越金でございます。３億 5,000 万円の計上です。これは、地方財政法第７条の規定に基づき、令和７年度の実質収支、約 12 億 9,337 万円の２分の１に相当する６億 5,000 万円を財政調整基金に積立てするため、当初予算に未計上の部分を計上するための財源でございます。

次に、諸収入の雑入です。上から、市まちづくり・文化財団派遣負担金、茨城租税債権管理機構派遣負担金、市社会福祉協議会派遣負担金、市シルバー人材センター派遣負担金でございます。この四つは、派遣職員の給与費等の確定による派遣先負担金の増減調整でございます。

続きまして、歳出でございます。14 ページをお開きください。

まず、全般的なお話をさせていただきます。

職員給与費、及び会計年度任用職員給与費につきましては、各会計、各費目にそれぞれ計上されておりますので、個別の説明は割愛させていただきまして総額で申し上げます。給与費が総額で 7,939 万 4,000 円の減、職員手当が 6,468 万 4,000 円の減、共済費が 3,522 万 8,000 円の減で、見込み人数より 17 名の減少でございます。トータルで１億 7,930 万 6,000 円の減額計上でございます。

これは、当初予算で見込んでおりました職員の早期退職、及び見込んでおりました採用者が採用出来なかったことなどの要因によるものでございます。

会計年度任用職員の給与費は、総額で報酬が 31 万 4,000 円の増、職員手当等が 56 万 3,000 円の増、共済費が 4,954 万円の減、通勤手当に相当いたします旅費が 115 万 5,000 円の増で、人数的には見込みより１名の減、トータルで 292 万 2,000 円の減となっております。

また、国庫支出金の返還金、県支出金の返還金等が各費目に様々計上しておりますが、こちらにつきましては、主に令和７年度の事業費実績確定に基づきまして、過大となりました国・県支出金の返還を見込んだものでございます。総額で 6,630 万 1,000 円となっているところでございます。

それでは、個別事項に移ります。14 ページです。

総務費、総務管理費の二つ、一番上、特別職給与費は市長・副市長の給与費の調整でございます。

15 ページです。一番下から二つ目、財政調整基金費でございます。

こちら、先ほど申し上げましたように、令和７年度の実質収支の２分の１以上の額、６億 5,000 万を積立てるために、当初予算で３億円計上してございますので、残りの３億 5,000 万と利子の金利上昇分 793 万 6,000 円、合わせまして３億 5,793 万 6,000 円の増額となります。

次に、その下、減債基金費でございます。これは、利子の増額に合わせました積立金の増額です。

16 ページです。一番上の○、公共施設維持整備基金費でございます。682 万 2,000 円の増となっております。こちらにつきましては、先ほど申し上げました旧保健センターの用地売払いの収入 550 万 3,000 円、利子積立ての増額分の 118 万 1,000 円。それに、令和７年度に売払いしました土地の代金の一部積立てがまだ済んでいないものがありましたので、これを 13 万 8,000 円プラスいたしまして、合計で 682 万 2,000 円の増額となります。

次に、その下の段で諸費でございます。諸費の上から二つ目、防犯灯整備事業でございます。こちらにつきましては、令和８年度の後半分の各住民自治組織が管理している防犯灯の電気代相当分を補助しようとするものでございます。６か月分でございます。885 万 6,000 円の計上となります。こちらにつきましては、重点支援地方交付金の総務管理費ということで、歳入も国庫補助金を 10 分の 10 充てているところでございます。

その下、市税過誤納還付金でございます。1,713 万円の増でございますが、こちらにつきましては、法人市民税の過誤納還付の大口の還付があったことなどによる不足見込み額の増額でございます。

次に 17 ページです。真ん中の箱、選挙費でございます。県議会議員選挙費です。これは、先ほど申し上げました住民基幹系システムの標準化に伴う入場券プログラムの構築費用の委託でございます。

ページが飛びまして、28 ページになります。真ん中の箱、土木費の住宅費でございます。二つ目の市営住宅管理費 600 万円でございます。こちらにつきましては、市営住宅の管理を委託しております茨城県住宅管理センターへの委託金の増額で、入居前の空き家の修繕や、ルームクリーニングの費用が不足したことから増額をいたすものでございます。

続きまして次の箱、消防費でございます。防災対策費といたしまして、上から二つ目ですね、防災活動費 115 万 5,000 円の増額でございます。こちらにつきましては、転入者向けに配布している「防災の手引き」の一部改定、及び増刷を行うための予算でございます。

次に、感震ブレーカー設置促進事業でございます。こちら、先ほど歳入でも若干触れましたが、大規模地震発生時における電気通電火災の発生防止のために、感震ブレーカーの設置費用の補助金の予算を計上しております。こちらにつきましては、分電盤内蔵型タイプ、分電盤後付け型タイプ、簡易タイプなど、それぞれの額に応じて補助金を交付するものでございます。

続きまして、ページ飛びまして 32 ページでございます。二つ目の箱、公債費でございます。公債費の一般会計債元金償還費、及び一般会計債利子償還費です。こちらにつきましては、市債の令和７年度発行額、及び借入れ条件の確定による減額でございます。

続きまして、諸支出金です。土地開発基金費です。繰出金として 105 万 1,000 円です。これは、土地開発基金の現金分の運用利子に係る繰出しで、土地開発基金に積立てを行うものでございます。

総務部所管事項につきましては以上です。

○山村委員長

岡野総合政策部長。

○岡野総合政策部長

続きまして、総合政策部所管事項についてでございます。引き続き「別冊１」をお願いします。

初めに 11 ページをお願いいたします。

歳入です。真ん中の枠にあります総務費国庫補助金の３項目め、重点支援地方交付金（総務管理）でございます。これは、歳出の方に計上いたしました、先ほど総務部長からも説明がありました防犯灯整備事業に充当する、補助率 10 分の 10 の国庫補助金でございます。

その下、民生費国庫補助金の２項目め、重点支援地方交付金（児童福祉）でございます。これは、歳出に計上いたしました物価高騰対応出生児応援給付金、令和８年度の出生児に２万円を給付する事業となりますが、この事業に充当する補助率 10 分の 10 の国庫補助金でございます。

続きまして 12 ページをお願いいたします。中ほどにあります利子及び配当金の上から４項目めの地域振興基金実施と、その二つ下の牛久沼管理基金利子でございます。こちらは、いずれも金利上昇に伴います利子収入の増額見込み分を計上したものとなります。

続きまして歳出です。14 ページをお願いします。

下から２項目め、文書広報費の市公式ホームページ運用費です。これは、外部からのサイバー攻撃の遮断や不審な通信の防止を目的とし、茨城県と県内自治体が共同で構築運用しております茨城情報セキュリティクラウドの機器更新に伴いまして、ホームページ作成システムにおいて新たな設定作業が発生することが判明したことによる業務委託費となります。

次に 15 ページに入りまして、一番上の企画費のシティプロモーション事業でございます。これは、最上位計画の成果指標としております市外在住者向けの認知度やイメージ調査に加え、現在総務省が準備を進めております「ふるさと住民登録制度」の制度概要が明らかになってきたことから、県内、千葉県北部、東京城北部向けの指定自治体に居住する方を対象に、本市の認知度やイメージなどをインターネット調査するための業務委託費となっております。

次に、そのすぐ下、電子計算費のイントラネット系システム運用費でございます。先ほど説明いたしました市公式ホームページ運用費と同様に、茨城情報セキュリティクラウドの機器更新に伴いまして、新たに本市の機器設定作業が発生することが判明したことによる業務委託費となります。

次に、16 ページをご覧ください。一番上の２項目め、地域振興基金費と、４項目めの牛久沼管理基金費でございます。いずれも、先ほど歳入でご説明いたしました金利上昇に伴います利子収入の増額分を基金へ積立てるため補正計上したものとなります。

総合政策部所管については以上でございます。

○山村委員長

落合教育部長。

○落合教育部長

続きまして、教育委員会所管事項についてご説明をいたします。

「別冊１」の７ページ、第３表　地方債補正の変更についてでございます。下から三番目、中学校施設整備事業の限度額につきまして 290 万円を増額変更し、補正後の限度額を 9,960 万円とするものでございます。内容につきましては、歳入のほうでご説明をいたします。

それでは、歳入でございます。13 ページをお願いいたします。

一番下の大枠でございます。上から二番目の教育費債のうち、今ほどの中学校施設整備事業債の内容でございます。これは、中学校４校におけるＬＥＤ照明改修工事の充当財源とするもので、国庫補助事業の裏負担分としての起債計画に変更が生じたため、これに伴う発行額を 290 万円増額するものでございます。

続きまして歳出でございます。ページ飛びまして、29 ページをお願いいたします。

１枠目の説明欄、上から四番目、教育振興基金費の積立金でございます。これは、当初予算成立以降、定期預金の金利が上昇したことにより、11 月の満期解約時に受取利息等による収入が増加し、連動しまして、積立てるべき予算に不足が生じる見込みがありますことから、当該積立金９万 8,000 円を増額するものでございます。その下の義務教育施設整備基金費の積立金は、教育振興基金費積立金と同様の理由により、165 万 1,000 円を増額するものでございます。

次に 30 ページ、上から１枠目、小学校管理費のうち、小学校共通管理費の需用費、これは修繕料の補正となります。龍ケ崎西小学校の体育館入口ドアが損傷し、開閉困難となっており、現在締切りの状態にして体育館側面のドアから出入りしているため、利用上支障をきたしております。当該修繕見込額、及び年度末までの予算不足分を勘案いたしまして 81 万 4,000 円の増額補正をお願いし

ようとするものでございます。
次に、その下の馴柴小学校管理費の工事請負費です。馴柴小学校の電気工作物点検業者による設備点検の結果、高圧ケーブル及びＰＡＳ（高圧交流負荷開閉器）の劣化が著しいことが判明いたしましたため、安全並びに施設への電気安定供給を第一に考え、令和９年度に予定をしておりました改修工事を前倒し、当該改修工事費分として 389 万 4,000 円の増額補正をお願いしようとするものでございます。
次に、その下の龍ケ崎西小学校管理費、委託料でございます。龍ケ崎西小学校では、今年度車椅子を利用する児童が入学いたしました。当該児童が校内で垂直移動する際は、介助者が階段昇降機を運転して移動しております。元々、当該校では階段昇降機を必要とする児童がおらず、階段昇降機を配備しておりませんでしたが、昨年度に他校で利用していたものを当該校に移管し、現在これを利用しているところでございます。
階段昇降機の利用に当たりましては毎年の保守点検が推奨されておりますが、教育委員会では、当該児童の入学を見越しまして、昨年度中に専門業者による点検を実施いたしました。引き続き、安全かつ確実な運転を担保するため、修繕を含む保守点検料を補正するものでございます。
加えまして、当該階段昇降機は、利用補助者・介助者が付いて運転するものですが、法的に補助者は定期的に専門講習を受講する必要がございますので、当該講習受講料を含めまして、９万 6,000 円の増額補正をお願いしようとするものでございます。
次に、下の枠の一番下になります。中学校管理費のうち、城ノ内中学校管理費の工事請負費です。城ノ内中学校のキュービクル式高圧受電設備のＶＣＢ（真空遮断器）の劣化が著しいため、先ほどご説明いたしました馴柴小学校と同様の理由により、令和９年度に予定をしておりました改修工事を前倒し、当該改修工事費分として 374 万円の増額補正をお願いしようとするものでございます。
その下、31 ページの一番上になります。学校施設整備費のうち、北竜台学園施設整備事業の委託料でございます。これは、非常通報装置の導入費用でございますが、現在、本市立全小学校に設置し、運用しているものです。管理職の机の側面などにあらかじめ設置した非常通報装置のボタンを押すことで、県警察本部に自動で 110 番通報され、通報後、直ちに警察から折り返しの架電があります。架電に応答出来ない場合や、応答が出来ても内容如何により警察が即時に判断をし、近くを警ら中のパトカーが駆けつけるという仕組みになっております。北竜台学園の開校に向けて新たに同装置を設置するため、導入費用相当額 49 万 5,000 円の増額補正をお願いしようとするものです。
また、備品購入費は、茨城県産木材を使用した児童用の机及び椅子 300 台を購入するため、1,688 万 5,000 円の増額補正をお願いしようとするものです。なお、充当財源といたしまして、今般９月補正予算の歳入、12 ページにおきまして、森林環境譲与税基金繰入金 1,108 万 5,000 円を計上しており、当該基金を原資として購入をし、北竜台学園１年生から６年生までの前期課程の全教室に配備してまいりたいと考えております。
その下、北竜台学園開校準備費の委託料でございます。これは、松葉小学校及び長山小学校から来年度に開校する北竜台学園の所定の教室等へ備品を運搬・移設するための費用として、当初予算において 195 万 7,000 円を計上しております。
これまでに、松葉小学校及び長山小学校、長山中学校、の３校の教職員等で構成する開校準備会の分科会メンバーとともに、完成を控えました北竜台学園の校舎内、各教室を現地確認し、二つの小学校から運搬移設する備品の選別作業を行ってまいりました。選別作業の結果を基に、現予算を再再度精査いたしましたところ、電子黒板や大型モニターの運搬移設、及びこれらのネットワークの設定費用に加えまして、専門業者による運搬と調律が必要なグランドピアノの運搬移設費用相当分が不足していることが判明いたしました。今回、これらの運搬移設費用の不足分といたしまして、227 万 1,000 円の増額補正をお願いしようとするものでございます。
教育委員会所管事項の説明につきましては以上でございます。

○山村委員長
それでは、執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

大野委員。

○大野(み)委員
２点お聞きします。
28 ページの市営住宅管理費ですが、この金額で、入居前の修繕及びクリーニングということで、どのぐらいの入居者がいらっしゃったんでしょうか。

○山村委員長
生井管財課長。

○生井管財課長
本年度、７月に募集を行いました。その際、申込者が 14 で、入居者が 12 件となっております。

○山村委員長
大野委員。

○大野(み)委員
富士見、奈戸岡、砂町、それぞれで教えてください。

○山村委員長
生井管財課長。

○生井管財課長
富士見住宅が７、砂町が５、奈戸岡がゼロとなっております。

○山村委員長
大野委員。

○大野(み)委員
分かりました。入られたということで。
今、空き状況はどんな感じになっているんですか。３か所別でお願いします。

○山村委員長
生井管財課長。

○生井管財課長
こちらは今年度、12 月に入居を予定しているんですけれども、そちらの入居される方を見込みまして、空きは富士見が 18、砂町が２、奈戸岡が 16 となっております。

○山村委員長
大野委員。

○大野(み)委員
分かりました。
次に、同じページで感震ブレーカー設置促進事業です。１件分が３万 5000 円ということで補助金が出るということでした。それで教えてもらいたいんですけれど、結構高額なものがあると思うんですけれども、通常は大体どのぐらいの金額が多いのか。これ、１件に対して３万 5,000 円ってど

のように設定したのか、お教えてください。

○山村委員長
関口防災安全課長。

○関口防災安全課長
まず、金額の面です。
市場価格といいますか、インターネット等で調査しまして、そこら辺の金額なんですけれど、種別がですね「分電盤タイプ」というものがあります。「内蔵型」って言って一番高価なものなんですけれど、大体それが８万円前後。その他、同じく分電盤タイプなんですけど、後から付けられるようなタイプのものがございます。あと、コンセントタイプ、こちらが大体市場価格が２万円前後。
その他に「簡易タイプ」といいまして、重り、振り子みたいなのがついていて、それをブレーカーに付けるという一番簡単なものといいますか、それが、大体市場価格で 5,000 円前後になります。
３万 5,000 円というのは、茨城県から龍ケ崎市に対する補助の額になります。その限度額が３万 5,000 円です。一般市民の方が購入した場合は、当市から上限を５万円として補助しております。
当然、補助率とかそういったものもあるんですけど、補助率については３分の２、これは県も市も同じ３分の２というものを使っております。県から市が３万 5,000 円が上限で、市から市民の方が上限５万円というような形で、最終的に５万円です。

○山村委員長
大野委員。

○大野(み)委員
分かりました。理解出来ました、ありがとうございます。
それで、今聞いただけでもいろんなタイプがあって、一般市民の方が「これを付けた方が安心だ」ということで、感震ブレーカーに対していろいろ調べるとは思うんですけれども、せっかくの大事な県の補助金、市としても５万円も出るということなので、周知はどのようになさるんでしょうか。教えてください。

○山村委員長
関口防災安全課長。

○関口防災安全課長
やはり、一般的な周知方法だとホームページとか広報とか、そういったものを使わせていただくというのがオーソドックスな手段だと思うんですけれど。
あとは、各地区の防災訓練とか防災に関する出前講座、そういった市民の方と直接お顔を合わせてお話しする機会がありますので、そういったところで、機会をうまく使ってＰＲ・周知していきたいなというふうに考えてございます。

○大野(み)委員
分かりました。高齢者の方や分かりにくい方もいらっしゃるので、その点丁寧に、また、しっかり付けていただければ一番だと思いますので、よろしくお願いいたします。
以上です。

○山村委員長
他にありませんか。
油原委員。

〇油原委員
10 ページの歳入の部分で、地方交付税が減額 1 億 1,800 云々というような話であります。
当然確定によりなんだろうというふうに思いますが、この内訳、税収等があったとか詳細について、この減額要因を教えてください。

〇山村委員長
関川財政課長。

〇関川財政課長
確認いたしまして、改めてお答えさせていただきます。

〇山村委員長
油原委員。

〇油原委員
続いて 16 ページ。
歳出で、諸費、防犯灯整備事業。負担金、補助金及び交付金 885 万 6,000 円、これは請願等も上がっておりますけれども、今回は重点支援の交付金で対応するということでありますけれども、新年度以降、財源の確保をしながら、この防犯灯の電気代については市が負担をしていくというような方向で進めていくのかどうか確認をさせてください。

〇山村委員長
大貫総務部長。

〇大貫総務部長
今回の 16 ページの防犯灯整備事業につきましては、現在、各住民自治組織がしていただいた負担はそのままで、その負担相当額を補助するというような形のものでございまして、先ほども申し上げましたが 10 月以降の半年分の電気代相当額を見込んだもので、国の交付金を活用して実施するものでございます。
一方、委員がおっしゃいました来年度以降につきましては、現在の管理を住民自治組織にお願いしている市で設置いたしました防犯灯について、管理も市でやると。見回り等とかは今までどおりやっていただくしかないんですけれども、電気代の支払い等を、今度市に移管すると。移管しまして、電気代として電力会社に市が直接支払うというような方式をとりたいと計画しているところでございまして、一般質問でもお答えいたしましたけれども、大体、電気代で年間 2000 万円程度の歳出の増が見込まれるところでございます。
それらにつきましては特定財源というものはございませんので、市の一般財源の中のやりくりで対応していきたいと考えております。

〇山村委員長
油原委員。

〇油原委員
分かりました。

〇山村委員長
他にありませんか。
伊藤委員。

〇伊藤委員
　１点だけなんですけれど、不動産売払収入の旧保健センターの土地を売却したということなんですけども、それの金額、単価が幾らかっていうことと、この近隣と比べたこの場所の単価はどんな評価があったのか、お伺いします。

〇山村委員長
　生井管財課長。

〇生井管財課長
　当該地におきましては、不動産鑑定を行いまして鑑定の金額を出していただいたところでございます。そちらの金額は、平米当たり 4,015 円という金額で売払いの方を行っております。
　また、近隣との価格の差ということなんですけれども、当該地の近隣で給食センター等の土地を購入したことがあるんですけれども、そちらの方を買ったときの単価が 3,200 円から 3,900 円くらいでありましたので、そういった点と比べましても今回の単価は妥当であったというふうに考えております。

〇山村委員長
　よろしいですか。他にございませんか。
　杉野委員。

〇杉野委員
　まず、６ページの地方債補正。
　利率の件なんですが、「5.0％以内」から「8.0％以内」へと、相当な急騰を見込んでいらっしゃる。この背景について、もう少し詳しくご説明いただければと思います。

〇山村委員長
　関川財政課長。

〇関川財政課長
　こちらの 8.0％の金利の上限ということですが、直近で令和８年の５月に、民間の金融機関に令和７年度の地方債の借入れについて照会をさせていただいておりまして、実際借入れを行っております。その際に、5.0％の範囲内で提示をしている金融機関との借入れが行えているんですけれども、複数社に見積を依頼した際に、案件によっては実際には 5.0％を若干超えるような利率の提示をしている案件もございまして、それらを見ますと、8.0％程度に上げるのが妥当ではないかということで、今回、議案の方に上程させていただいております。

〇山村委員長
　杉野委員。

〇杉野委員
　ということは、これから起債する、投資する分ですね、それが相当負担が大きくなるということで、事業を選ぶ場合には選択と集中、そこを推し進めないと今後大変になるというふうに解釈してよろしいですか。

〇山村委員長
　関川財政課長。

○関川財政課長
委員ご指摘の通りでございます。

○山村委員長
杉野委員。

○杉野委員
分かりました。
もう一つなんですが、14ページで、今、総務部長にご説明いただきましたけれども、職員が17名減というようなお話がございました。これについては、近年そういう傾向が続いているのでしょうか。その辺の傾向についてご説明ください。

○山村委員長
田中人事行政課長。

○田中人事行政課長
近年、若年層の退職等がこの予算計上後に出てくるという傾向は強まっているのかなと思っております。昨年の例で言いますと、普通退職者、この予算編成後に出た人数が４人ほどいますので、この傾向は続いてしまうのかなという懸念をしております。

○山村委員長
杉野委員。

○杉野委員
今ほど、「この傾向は続くものだ」というご答弁でしたけれども、原因は何ですか。

○山村委員長
田中人事行政課長。

○田中人事行政課長
職員個々の理由等については、皆さん「一身上の理由」ということなんですが、キャリアアップの部分とか、ライフスタイルというか結婚を機にですとか、そういったものとか、体調を崩されたとか、そういったものも含まれておりますので、理由としては一つというふうにはならないと思っております。

○山村委員長
杉野委員。

○杉野委員
ぜひ、「市役所の仕事というのは非常に有意義なやりがいがある仕事だ」ということを、皆さんに啓発していただければと思います。
次に、28ページの一番下、感震ブレーカー設置促進事業、金額80万6,000円ですけれども、これは何件を想定なされているんでしょうか。

○山村委員長
関口防災安全課長。

○関口防災安全課長
　想定の部分なんですが、先ほど大野委員のときにもお話しました分電盤タイプの内蔵型、これが一番高価なものなんですけど、こちらについては 10 件。簡易の分電盤タイプも 10 件で、一番小ぶりな本当に簡単なタイプ、こちらが 50 件、合計 70 件を想定して金額の方を算定して計上させていただいております。

○山村委員長
　杉野委員。

○杉野委員
　70 件というと結構な件数だなと。それで、現状について、一般家庭でのこの感震ブレーカーの普及率というのはどの程度になっているんでしょうか。お分かりになれば教えてください。

○山村委員長
　関口防災安全課長。

○関口防災安全課長
　現在の設置状況というところで茨城県全体のお話をさせていただくと、設置率で 21%ございます。これは、平和６年度の内閣府の調査によるものなんですが、首都圏の住宅における感震ブレーカーの普及状況等に関する調査、こちらから算出したのが 21%ということになります。

○杉野委員
　ありがとうございました。
　これから震災とか、或いは水害とかいろんな局面でこういったことの改善が要請されると思いますので、引き続き本事業を促進されるようお願いします。
　以上です。

○山村委員長
　他にございませんか。
　関川財政課長。

○関川財政課長
　先ほど油原委員からご質問いただきました件につきまして、お答えいたします。
　10 ページの地方交付税、普通交付税についてでございます。
　普通交付税の当初予算の算定時に基準財政需要額と基準財政収入額を見込みまして、差し引きの財源不足額を交付税として算定して予算にしているものなんですけれども、当初予算の算定時、令和８年度の算定ですので令和７年の年末頃に算定をしているんですけれども、基準財政需要額で 145 億円ほど、基準財政収入額で 105 億円ほど見込みまして、40 億円程度の算定額を見込みました。
　実際の本算定を今年の７月に行いまして、基準財政需要額につきましては当初見込んでいたよりも若干落ちまして、143 億円程度、この時点で予算の見込みと本算定での需要のギャップが 1 億 9,000 万円ほどございました。
　収入につきましては、予算の見込み時は 105 億円ほど、本算定時には 104 億円ということで、実際に予算の算定時にも収入の状況を見込んでいたんですけれども、本算定で、需要ほどその収入見込みの乖離があまりなかったと。やはり、市税の収入がある程度伸びているということで、基準財政収入額はそれなりに算定で見られたということで、収入の予算の見込みと本算定とのギャップが 8,000 万円ほどだったということで、実際には収入がある程度見られたことから、今回の補正予算によりまして、1 億 1,800 万円の減額となったものでございます。

○山村委員長
他にございませんか。
〔発言する者なし〕
別にないようですので、採決いたします。
議案第13号、本案は原案のとおり了承することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、報告第１号、専決処分の承認を求めることについて（令和８年度龍ケ崎市一般会計補正予算（第２号））の所管事項について、執行部から説明願います。
大貫総務部長。

○大貫総務部長
それでは、議案書「別冊２」をお願いいたします。
31ページでございます。（報告第１号）処分第14号　令和８年度龍ケ崎市一般会計補正予算（第２号）でございます。
この予算は、歳入歳出それぞれに1,354万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ308億7,651万7,000円とするものでございます。この予算につきましては、特に緊急を要するため、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第１項の規定により処分させていただいた、令和８年７月24日に処分させていただいたものでございます。
この補正予算の内容は、市指定ごみ袋の製造性製造につきまして、中東情勢等の影響を受けた原材料費の高騰などによりまして、製造に相応の期間を要する状況にあることから、安定的な供給に向けて財源を確保するとともに、早期発注により必要数を確保するための経費となっております。
所管事項につきましては、36ページの歳入になります。
国庫支出金、国庫補助金の重点支援地方交付金（清掃）1,267万7,000円。その下、繰越金の一般会計繰越金87万円でございます。こちらにつきましては、委託料の値上がり相当分につきまして単価上昇分ですが、そちらにつきまして重点支援地方交付金の対象となりますことから、重点支援地方交付金を計上し、財源調整として繰入金で手当したものでございます。
所管事項につきましては以上です。

○山村委員長
執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
〔発言する者なし〕
別にないようですので、採決いたします。
報告第１号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
続きまして、報告第４号　専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、執行部から説明願います。
落合教育部長。

○落合教育部長
報告第４号　専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）でございます。
議案書51・52ページと併せまして、参考資料の３ページをお願いいたします。
これは、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分を行ったもので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。
内容につきましては、令和８年４月15日午後２時12分ごろ、龍ケ崎市城ノ内５丁目27番地の龍ケ崎市立城ノ内小学校の配膳室前の搬入口において、学校給食で提供する飲料を受領するために同

校の職員が出した折り畳み台車が当該搬入口のプラットフォームから落下し、当該搬入口前に停車しておりました千葉県柏市内の会社が使用する軽自動車、冷蔵冷凍車を損傷させた事故に関する和解について、本市が本件事故により生じた損害の全額を賠償するものとして、和解が成立したものでございます。なお、損害賠償額は13万7,786円でございます。
当該事故を受けて、当該小学校に対しましては、給食の搬入出の際に台車から離れる際は必ずストッパーをかけることはもとより、普段からの安全確認と、気持ちにゆとりを持って作業に当たることなどの指導・助言を行ってまいりました。今後も、当該校はもとより、事あるごとに各学校に向けて、再発防止に向けた指導・助言を徹底してまいります。
今回、このような事故を招いてしまい、誠に申し訳ございませんでした。報告は以上でございます。

○山村委員長
執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。
〔発言する者なし〕
別にないようですので、採決いたします。
報告第４号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
続きまして、請願の審査に入ります。
令和８年請願第２号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願についての審査です。
事務局に請願書を読み上げさせます。
〔事務局、「請願文書表」を読み上げ〕
この後、休憩中に総務教育委員会協議会を開会いたします。
休憩いたします。
― 休憩 ―
〔休憩中に協議会を開催し、請願者から委員に補足説明を行った〕
― 再開 ―

○山村委員長
休憩前に引き続き会議を再開いたします。
それでは、各委員からご意見等ありましたらお願いいたします。
油原委員。

○油原委員
この請願の趣旨については、これまでも当議会としては採択をしてきておりますので。それを不採択という話にはなりませんので、採択とすべきだろうというふうに思います。

○山村委員長
他にございませんか。
伊藤委員。

○伊藤委員
今のお話を聞いても、まだまだ教職員の人たちの時間外勤務も減っていないということですし、子どもたちが豊かな教育を受けるということには先生の処遇改善も必要だなというふうに思いますし、そういうことを考えても、この請願の趣旨に対して賛成します。

○山村委員長

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、お諮りいたします。令和８年請願第２号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願につきまして、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、令和８年請願第２号は採択とすることに決しました。

最後に、令和８年請願第３号　龍ケ崎市一般防犯灯の維持管理の市への移管に関する請願の審査についてです。

事務局に請願書を読み上げさせます。

〔事務局、「請願文書表」を読み上げ〕

この後、休憩中に総務教育委員会協議会を開会いたします。

休憩します。

―　休憩　―

〔休憩中に協議会を開催し、請願者から委員に補足説明を行った〕

―　再開　―

〇山村委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、各委員からご意見等がありましたらお願いいたします。

伊藤委員。

〇伊藤委員

私は、この請願に賛成の立場で発言します。

やはり、住民の皆さんの安全と生活環境を考えるということでは、市としては本当に重要な問題だと思っています。やはりそういうことを考えれば、防犯灯の設置とかその電気代は当然、市が負担すべきものと考えますので、この請願に賛成いたします。

〇山村委員長

他にご意見ございますでしょうか。

油原委員。

〇油原委員

この請願内容について、基本的には電気代の公費負担ということであります。

先ほど、補正予算の中で質問させていただき、その答弁内容については、「新年度から引き続き公費負担でやっていく」と。「財源確保を図りながらやっていきます」ということでありますので、当然もう実施するという市の方向ですので、この請願内容と合致してくるんだろうというふうに思います。

説明の中で設置基準の話がありましたけれども、この件については、今後引き続き、十分その担当と協議をなされて、ご理解が出来るような形で執行部も進めていただきたいというふうに思います。また、公費負担で実施していくというような方向になったのは、やはりこの自治会員の皆さんのこれまでの働きかけなんだろうと、これが大きいんだろうというふうに思います。

そういうことを踏まえて、この請願については採択をすべきというふうに考えます。

〇山村委員長

他にご意見ございませんか。

杉野委員。

〇杉野委員

１点だけ。

採択に賛成ということで、近隣自治体との差がやっぱり大きいのかなと。それは認めていかざるを得ないのかなと思いますので、私はこの請願について採択に賛成であります。

〇山村委員長

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

それではお諮りいたします。令和８年請願第３号　龍ケ崎市一般防犯灯の維持管理の市への移管に関する請願につきましては、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、令和８年請願第３号は採択とすることに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。これをもちまして、総務教育委員会を閉会いたします。